第 11 期 中間決算公告

平成 20 年 12 月 19 日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号日証金信託銀行株式会社

代表取締役社長 古舘 直人

中間貸借対照表(平成20年9月30日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	亚 识	(負債の部)	亚 识
	2 021	で	100
	3,021 0		
現金		定期預金	100
預け金	3,021	譲渡性預金	10,000
コールローン	24,000	コールマネー	632,800
買入金銭債権	882	売 現 先 勘 定	110,606
金銭の信託	2,000	债券貸借取引受入担保金 	6,425
有 価 証 券	557,988	借 用 金	361,800
国 債	448,517	借入金	361,800
社 債	78,248	信託勘定借	349
株式	1,325	その他負債	742
その他の証券	29,897	未 払 法 人 税 等	29
量	434,677	未 払 費 用	653
手 形 貸 付	180	前 受 収 益	14
証 書 貸 付	432,897	その他の負債	45
当 座 貸 越	1,600	賞 与 引 当 金	48
その他資産	112,688	退職給付引当金	16
未 収 収 益	1,451	役員退職慰労引当金	89
その他の資産	111,237	負 債 の 部 合 計	1,122,979
有 形 固 定 資 産	130	(純資産の部)	
建物	83	資 本 金	10,000
その他の有形固定資産	46	資 本 剰 余 金	8,000
無形固定資産	204	資 本 準 備 金	8,000
ソフトウェア	200	利益剰余金	△ 3,527
その他の無形固定資産	4	利 益 準 備 金	465
貸倒引当金	△ 827	その他利益剰余金	△ 3,992
		繰越利益剰余金	△ 3,992
		株主資本合計	14,472
		その他有価証券評価差額金	Δ 2,685
		評価・換算差額等合計	Δ 2,685
		純 資 産 の 部 合 計	11,787
資産の部合計	1,134,767	負債および純資産の部合計	1,134,767

中間損益計算書 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)

		科目		金	額	(単位:日万円)
経		常収益	\equiv	17.	HA	5,057
	信	託 報 酬		106		-,
	資	金運用収益		4,524		
		貸 出 金 利 息		1,821		
		有価証券利息配当金		2,553		
		コールローン利息		34		
		債券貸借取引受入利息		87		
		預け金利息		20		
		その他の受入利息		6		
	役	務取引等収益		90		
		受 入 為 替 手 数 料		0		
		その他の役務収益		90		
	そ	の他業務収益		307		
		国 債 等 債 券 売 却 益		307		
	そ	の他経常収益		28		
		株式等売却益		16		
		金銭の信託運用益		8		
		その他の経常収益		4		
経		常費用				8,953
	資	金 調 達 費 用]	3,777		
		預 金 利 息		1		
		譲 渡 性 預 金 利 息		111		
		コールマネー利息		2,010		
		売 現 先 利 息	,	60		
		债券貸借取引支払利息		56		
		借 用 金 利 息		1,488		
		短 期 社 債 利 息		47		
		その他の支払利息		2		
	役	務 取 引 等 費 用		26		
		支 払 為 替 手 数 料		0		
	7	その他の役務費用	. 1	26		
	そ	の他業務費用		3,964		
		国债等债券壳却損		319		
		国债等债券償却		3,242		
	决	その他の業務費用 業経費		402		
	営 そ	業 の他経常費用		483 701		
	7			701 125		
		貸 倒 引 当 金 繰 入 額 株 式 等 売 却 損		42		
		休 式 等 元 却 損 株 式 等 償 却		528		
		その他の経常費用		5		
経		常損失				3,896
特		別利益				26
'3	そ	の他の特別利益		26		20
特	`	別損失				2
''	固	定資産処分損		2		_
税	_ 引	前中間純損失				3,872
法	人 和					0
中	•	間純損失				3,873
<u> </u>						-,

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法は、それぞれ次のとおりであります。

満期保有目的債券移動平均法による償却原価法(定額法)によって行

っております。

その他有価証券

時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法により行

っております。

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原

価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの移動平均法による原価法により行なっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年~46年

その他 3年~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(**5**年)に基づいて償却しております。

- 3 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき引き当てることにしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てることにしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てることにしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次査定、責任部署である審査室が二次査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、慰労金制度の廃止に伴い、制度廃止日までの在職期間について発生していると認められる額を計上しております。

(5) 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(6) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金融商品に係る会計基準等に規定する金利 スワップの特例処理によっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号) 別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 44 号平成 20 年 7 月 11 日) により改正され、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 1 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額は442百万円、延滞債権額は168百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営 再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であり ます。

3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は249百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、 金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる 取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないも のであります。

4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、 859百万円であります。

なお、2から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 5 ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、9,891 百万円であります。
- 6 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 500,304 百万円 貸出金 305,000 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー377,000 百万円売現先勘定110,606 百万円債券貸借取引受入担保金6,425 百万円借用金227,300 百万円

この他、信託業法第 11 条に規定する供託金として、有価証券 24 百万円および内国為替 決済規則第 11 条および第 12 条に規定する担保として、有価証券 21,756 百万円を差し 入れております。 7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,039 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが13,754 百万円、1年超のものが3.284 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実 行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではあ りません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をする ことができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基 づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じて おります。

8 有形固定資産の減価償却累計額

114 百万円

9 1株当たり純資産額

58,939 円 80 銭

(中間損益計算書関係)

- 1 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 当社所有の有価証券の一部につきましては、中間期末時価の著しい下落に伴い減損処理を 行っております。また、この処理による損益計算書への影響は、 \triangle 3,771 百万円でありま す。
- 3 関連当事者との取引に関する事項 開示該当事項はありません。
- 4 1株当たり中間純損失金額

19,367 円 71 銭

(中間株主資本等変動計算書関係)

- 1 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

					前事株	業年 式	度末 数	引会計期間 株 式 数	当中間減 少	引会計期間、株式数	当中末	間会計株 式	期間 数	摘	要
発	行	済	株	式		200		_		_		200			
	普	通	株	式		200		_		_		200			
	合			計		200		_		_		200			

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権が含まれております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	9,100	9,087	△12

(注) 1.時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの (平成 20年9月30日現在)

(単位:百万円)

												\ I I—		/3 1/
						取	得	原	価	中間貸借対照表計上額	評	価	差	額
株					式				1,880	1,321				△ 559
債					券			51	8,608	517,665				△ 942
	(玉	債)				44	19,152	448,517				△ 634
	(社	債)				6	9,455	69,148				△ 307
そ		0	0		他	31,742		31,742	30,558			Δ	1,183	
合					計			55	52,231	549,546			Δ	2,685

- (注) 1.中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により 計上したものであります。なお、当中間期より変動利付国債の時価算出につきま しては、合理的な算定方法に基づく理論価格により計上しております。
 - 2.当中間期において、その他有価証券で時価のあるもののうち、株式について、 528 百万円、その他の証券について 3,242 百万円の減損処理を行っております。 また、減損の判定については、金融商品に係る会計基準等に則り行っております。
- 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成 20 年 9 月 30 日現在)

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \						
中間貸借対照表計上額						
224	券	話証	有 佰	他	0)	そ
4	式	株	場	上	非	
220	券	証	¥	貨	出	

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額
その他の金銭の信託	2,000	2,000	

(注)中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

貸倒引当金損金算入限度額超過額	199 百万円
役員退職慰労引当金	36 百万円
賞与引当金超過額	19 百万円
有価証券強制評価減否認他	49 百万円
繰延税金資産小計	305 百万円
評価性引当額	△299 百万円
操延税金資産合計	6 百万円
繰延税金資産合計 株式配当金等	6 百 万 円 △ 6 百 万 円

(単体自己資本比率)

単体自己資本比率(国内基準) 9.44%

中間信託財産残高表 (平成20年9月30日現在)

資 産	金額	負 債	金額
有 価 証 券	10,576	金銭信託以外の金銭の信託	434,269
(国 債)	749	有価証券の信託	5,103
(その他有価証券)	9,827	特定金銭信託	124,626
受 託 有 価 証 券	5,044		
その他債権	0		
コールローン	504,729		
銀行勘定貸	349		
現金預け金	43,300		
合 計	563,999	合 計	563,999

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 元本補てん契約のある信託については、平成20年9月30日現在取扱残高がありません。